

工事請負契約の保証の取扱いについて

1 契約の保証

(1) 契約代金額が500万円以上の場合に必要な契約の保証については、金銭的保証を原則とし、落札者（随意契約の場合における見積採用者を含む。以下同じ。）に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げるもののいずれかを求め、契約書案（受注者の記名押印のあるもの。以下同じ。）の提出とともに、同表の左欄に掲げる契約の保証に応じ、同表の右欄に掲げる必要書類を、落札決定又は採用決定の日から7日（魚津市の休日を定める条例（平成元年魚津市条例第18号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に提出させるものとする。ただし、当分の間、魚津市建設工事標準請負契約約款（平成9年魚津市告示第12号。以下「約款」という。）第4条第1項第2号の「契約保証金に代わる担保となる有価証券等」については、国債（利付国債に限る。以下同じ。）に限るものとし、同条第1項第3号の「銀行、発注者が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

契約の保証	必要書類
契約保証金の納付	契約保証金の歳入歳出外現金領収証書写し
契約保証金に代わる担保となる国債の提供	国債の受領書写し
銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の保証に係る保証（証）書（以下「保証（証）書」は、「保証書」という。）
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

2 契約締結時等の取扱いについては、別表のとおりとする。

別表

	契約保証金の納付	契約保証金に代わる担保となる国債の提供	金融機関等の保証	公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結
1 契約締結時の取扱い	<p>契約担当課においては、落札者から、契約書案（受注者の記名押印のあるもの。以下同じ。）の提出とともに契約保証金の歳入歳出外現金領収証書の提示を求め、請負代金額の10分の1以上であることを確認のうえ、約款に定める工事請負契約書5の契約保証金の欄（以下「契約保証金欄」という。）に当該金額を記入し、請負契約を締結するものとする。</p> <p>なお、契約保証金の歳入歳出外現金領収証書写しは、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p>	<p>契約担当課においては、落札者から、契約書案の提出とともに国債の受領書の提示を求め、その価格が請負代金額の10分の1以上であることを確認のうえ、契約保証金欄に当該金額を記入のうえ、請負契約を締結するものとする。</p> <p>なお、国債の受領書写しは、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p>	<p>契約担当課においては、落札者から、契約書案の提出とともに金融機関等の保証書の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について、保証書の記載事項を確認のうえ、契約保証金欄に保証金額を記入し、請負契約を締結するものとする。</p> <p>なお、保証書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p> <p>① 名宛人が、魚津市長（以下「市長」という。）であること。 ② 保証人が金融機関等であり、記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ③ 保証委託者が、落札者であること。 ④ 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。 ⑤ 保証債務の内容が、約款の規定による債務の不履行による損害金の支払であること。 ⑥ 保証に係る工事名が、契約書記載の工事名と同一であること。 ⑦ 保証金額が、請負代金額の10分の1以上であること。 ⑧ 保証期間が、工期を含むものであること。 ⑨ 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されていること。</p>	<p>契約担当課においては、落札者から、契約書案の提出とともに工事請負契約についての公共工事履行保証証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けた場合は、次に掲げる事項等について証券の記載事項を確認のうえ、請負契約を締結するものとする。この場合、契約保証金欄は、「免除」と記入する。</p> <p>なお、公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券は、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p> <p>① 債権者（履行保証保険の場合にあっては、被保険者）が、市長であること。 ② 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。 ③ 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が、落札者であること。 ④ 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあっては、保険契約を締結した旨）の記載があること。 ⑤ 主契約の内容（履行保証保険の場合にあっては、契約の内容）としての工事名が、契約書記載の工事名と同一であること。 ⑥ 保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が、請負代金額の10分の1以上であること。 ⑦ 保証期間（履行保証保険の場合にあっては、保険期間）が、工期を含むものであること。</p>
2 受注者の債務不履行による契約の解除時の取扱い	<p>契約担当課においては、約款第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、工事請負契約を解除するものとし、その際の契約の保証の取扱いについては、次に定めるとおりとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事が完成する見込みがあるときは、約款第42条第1項の規定により、損害金を徴収して工事を完成させることができる。なお、約款第43条第2項に規定する違約金の額が契約保証金（金融機関等又は公共工事履行保証証券の保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険契約の締結の場合にあっては保険金額）を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。</p> <p>契約保証金を、速やかに、歳入に振り替えること。</p>	<p>契約保証金に代わる担保となる国債を現金化し、速やかに、歳入に振り替えること。</p>	<p>請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（様式第1）に解除通知書の写しを添付し、金融機関等に請求するものとする。</p>	<p>請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を記載した保証金（保険金）請求書（様式第1）に解除通知書の写し及び公共工事履行保証証券を添付し、保険会社に請求するものとする。</p>

	契約保証金の納付	契約保証金に代わる担保となる国債の提供	金融機関等の保証	公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結
3 工事完成時の取扱い	還付請求書（様式第2）による請求を受けた場合は、速やかに、還付を行うこと。	還付請求書（様式第2）による請求を受けた場合は、速やかに、還付を行うこと。この場合、必ず歳入歳出外現金等払出通知書に受領印を取ること。	銀行等の保証にあっては、受注者を通して保証書を返還するものとする。この場合、受注者から保証書を受領した旨の受領書（様式第3）を提出させ、受領書及び保証書写しは、契約書と一緒に綴じておくものとする。 なお、保証事業会社の保証にあっては、保証書を返還する必要はない。	公共工事履行保証証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）又は履行保証保険証券は、そのまま契約書と一緒に綴じておくものとする。
4 請負代金額の増額変更時の取扱い	契約担当課は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金の金額（金融機関等の保証にあっては保証限度額又は保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）が、変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証にあっては保証限度額又は保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては保証金額、履行保証保険の場合にあっては保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更するものとする。			
	契約担当課においては、変更契約書案（受注者の記名押印のあるもの。以下同じ。）の提出に際し、契約保証金の増額分の歳入歳出外現金領収証書の提示を求め、増額分を確認のうえ変更契約を締結するものとする。 なお、契約保証金の歳入歳出外現金領収証書写しは、契約書と一緒に綴じておくものとする。	契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、契約保証金の増額分の国債の受領書の提示を求め、その価格が変更契約後の請負代金額の10分の1以上になることを確認のうえ、変更契約を締結するものとする。 なお、国債の受領書写しは、契約書と一緒に綴じておくものとする。	契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、金融機関等の保証内容変更契約書又は変更の保証書の次に掲げる事項等を確認のうえ、変更契約を締結するものとする。 なお、保証内容変更契約書又は変更の保証書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。 ① 1の①、②及び⑥ ② 保証金額を変更されたことが、確認できること。 ③ 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。	契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の次に掲げる事項等を確認のうえ、変更契約を締結するものとする。 なお、異動承認書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。 ① 1の①、②及び③ ② 異動を承認する旨の記載があること。 ③ 公共工事履行保証証券の場合において、証券番号が公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。 ④ 変更後の保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が、変更後の請負代金額の10分の1以上であること。 ⑤ 履行保証保険の場合において、異動保険期間の始期が変更契約日以前であり、終期が工期の終期以後であること。
5 請負代金額の減額変更時取扱い	契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、契約保証金の減額変更を求められたときは、変更契約締結後、契約保証金の金額を請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で契約保証金の返還を行うものとする。	契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、契約保証金の減額変更を求められたときは、変更契約締結後、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で契約保証金に代わる担保となる国債の返還を行うものとする。この場合、必ず歳入歳出外現金等払出通知書に受領印を取ること。	契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、保証金額の減額変更を求められたときは、変更契約締結後、保証内容変更承諾書（様式第4）を交付し、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更の保証書の提出を受注者に求め、次に掲げる事項等を確認のうえ、受理するものとする。 なお、保証内容変更契約書又は変更の保証書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。 ① 4の①、②及び③	保証金額の減額変更を行えるのは、現在の請負代金額に対し、変更契約後の請負代金額が30%を超える減額となる場合とし、契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、保証金額の減額変更を求められたときは、変更契約締結後、保証内容変更承諾書（様式第4）を交付し、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保たれる範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を受注者に求め、次に掲げる事項等を確認のうえ、受理するものとする。 なお、異動報告書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。 また、履行保証保険の場合、保険金額の減額は、行われないうことになっている。 ① 4の①、②、③及び④

	契約保証金の納付	契約保証金に代わる担保となる国債の提供	金融機関等の保証	公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結
6 工期の延長時の取扱い	契約担当課においては、工期の延長を行う場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更させるものとする。			
	手続きは必要ないものである。	手続きは必要ないものである。	<p>契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更の保証書の提出を求め、次に掲げる事項等を確認のうえ、変更契約を締結するものとする。</p> <p>なお、保証内容変更契約書又は変更の保証書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p> <p>① 1の①、②、⑥及び⑨</p> <p>② 保証期間を変更する旨の記載があること。</p> <p>③ 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。</p> <p>また、保証事業会社の場合にあつては、工期変更の手続きは必要ないものである。</p>	<p>契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を受注者に求め、次に掲げる事項等を確認のうえ、変更契約を締結するものとする。</p> <p>なお、異動承認書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p> <p>また、履行保証保険の場合にあつては、工事が完成するまで保険責任があるので、工期変更の手続きは必要ないものである。</p> <p>① 1の①、②及び③</p> <p>② 異動を承認する旨の記載があること。</p> <p>③ 証券番号が、公共工事履行保証証券の証券番号と同一であること。</p> <p>④ 変更後の保証期間が、変更後の工期を含むものであること。</p>
7 工期の短縮時の取扱い	契約担当課においては、工期の短縮を行う場合で、受注者から変更後の工期を含む範囲で保証期間を短縮してほしい旨の要求があつたときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮するものとする。			
	手続きは必要ないものである。	手続きは必要ないものである。	<p>契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、保証期間を変更後の工期を含むように短縮変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書又は変更の保証書の提出を求め、次に掲げる事項等を確認のうえ、受理するものとする。</p> <p>なお、保証内容変更契約書又は変更の保証書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p> <p>① 6の①、②及び③</p>	<p>契約担当課においては、変更契約書案の提出に際し、保証期間を変更後の工期を含むように短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求め、次に掲げる事項等を確認のうえ、受理するものとする。</p> <p>なお、異動承認書は、契約書と一緒に綴じておくものとする。</p> <p>また、履行保証保険の場合にあつては、工事が完成するまで保険責任があるので、工期変更の手続きは必要ないものである。</p> <p>① 6の①、②、③及び④</p>
8 履行遅滞時の取扱い	契約担当課においては、履行遅滞を生じた場合において、約款第42条第1項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更させるものとする。この場合の手続きは、工期の延長時の取扱いに準じるものとする。			

附則

この保証の取扱いは、平成10年1月28日から実施する。(平成10年1月28日 総第736号)

附則

この保証の取扱いは、平成10年2月27日から実施する。(平成10年2月27日 総第775号)

附則

この保証の取扱いは、平成25年4月1日から実施する。(平成25年3月11日 財第474号)